

銃砲の弾や火薬を発見され、処分にお困りの皆様へ

自宅や倉庫などから銃砲の弾や火薬を発見され、処分にお困りの皆様に取り扱いについてお知らせします。

発見された銃砲の弾や火薬は、火薬類取締法に規定されている実包、空包、銃用雷管及び無煙火薬、黒色猟用火薬と推測され、こうした実包、空包、銃用雷管（以下「不用実包等」という。）及び無煙火薬、黒色猟用火薬（以下「火薬（無煙・黒色）」という。）などを処分（廃棄）する場合や保管する場合、他の人に譲り渡す場合には、火薬類取締法により規制を受けることとなります。

不用実包等及び火薬（無煙・黒色）を発見された方は、所轄の警察署に御連絡のうえ、銃砲火薬販売店に御相談ください。

○不用実包等の廃棄処分について

廃棄処理を行う処分業者までの取扱いを銃砲火薬販売店が行いますので、所轄の警察署に御連絡のうえ、銃砲火薬販売店に御相談ください。

○火薬（無煙・黒色）の廃棄処分について

知事の許可が必要となりますので、所轄の警察署に御連絡のうえ、銃砲火薬販売店に御相談いただき、許可申請手続きを行ってください。また、各市町村で定められている火災予防条例に基づき届出も必要となります。

※いずれも廃棄処分をする場合には費用が必要となります。

【参考】

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会HP <http://www.nikkaren.jp>